

国有財産の余剰スペースの暫定活用について
(一時貸付け要望の募集)

国有財産法(昭和23年法律第73号)第18条第2項第4号及び国有財産法施行令(昭和23年8月20日政令第246号)の規定に基づき、国の庁舎等の余剰スペースについては、管理に支障のない範囲で一定の用途に限り、一時的に有償にて貸付け(以下、「一時貸付」という。)を行っております。

「一時貸付の要望を受け付ける物件」の一覧表を掲載していますので、一時貸付のご要望がある場合には、下記担当まで照会してください。

なお、要望がなされた場合でも、物件の利用用途や管理に支障が生じる場合には、一時貸付等ができない場合がありますので、ご了承願います。

「一時貸付」に当たっての利用用途の制限等は以下のとおりです。

1 貸付け物件の利用制限

風俗営業、暴力団の事務所、公序良俗に反する目的、その他社会通念上不適切と認められるものの用途などでの一時貸付はできません。

なお、上記のほか、この用途内容により一時貸付が制限される場合もありますので、一時貸付要望のある方は、必ず、下記担当まで照会してください。

2 一時貸付ができる期間

3年間とし、引き続き貸付けを行う場合には、再契約によります。

詳細については、下記担当まで照会してください。

3 返還時の原状回復

返還時には、原状に回復することが条件となります。(経年劣化によらない建物の損傷や汚損は貸付者において修理等していただく必要があります。)

4 利用者の決定方法

より透明で公平な手続きによる観点から、中部森林管理局のホームページに掲載のうえ、公募し、原則、一般競争入札により決定いたします。

なお、複数の者から要望があった場合は、面積、利用期間等国にとって有利と思われる内容を条件として一般競争入札を行い決定いたします。

(公用・公共用又は公益事業での利用の場合には、各種法令等の規定に基づき、随意契約による貸付けも可能な場合があります。)

担当(連絡先)

中部森林管理局計画保全部保全課

財産管理係 寺島

住所 〒380-8575 長野市大字栗田 715-5

電話 050-3160-6522(IP)